

○使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）（20170323商局第3号）の一部を改正する規程 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。新規制定部分については二重傍線部分のように定める。）

新	旧
<p>7.3. 審査の方法</p> <p>審査機関は、法定事業者検査の実施に係る体制について、以下のとおり行うものとする。</p> <p>なお、登録安全管理審査機関においては、省令第110条の規定に従って安全管理審査を行うものとする。</p> <p><u>また、省令第110条第2号ロに規定される映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信することが可能な方法により審査を実施する場合（以下、当該方法を「オンライン審査」という。）は、本内規及び別途定める「使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガイドライン」により実施することとする。</u></p> <p>(1) 文書審査</p> <p>文書審査は、設置者の法定事業者検査の実施体制が法令要求を満たし、かつ、合理的に実施可能なように構築されていることを確認することを目的に、関係資料の<u>審査を行うものである。</u></p> <p>文書審査は、<u>例えば関係資料の提出を受けて審査機関事務所において実施するほか、オンライン審査を用いて実施する。</u></p> <p>(2) 実地審査</p> <p>実地審査は、申請に係る組織に対して行うこととし、法定事業者検査に係る記録原本を照合する必要があるため、法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の<u>保管場所において当該検査記録を確認するか又は法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所には赴かず、オンライン審査により確認を行うものとする。</u></p>	<p>7.3. 審査の方法</p> <p>審査機関は、法定事業者検査の実施に係る体制について、以下のとおり行うものとする。</p> <p>なお、登録安全管理審査機関においては、省令第110条の規定に従って安全管理審査を行うものとする。</p> <p>(1) 文書審査</p> <p>文書審査は、設置者の法定事業者検査の実施体制が法令要求を満たし、かつ、合理的に実施可能なように構築されていることを確認することを目的に、関係資料の<u>提出を受け、審査するものである。</u></p> <p>文書審査は、<u>例えば審査機関事務所において実施する。</u></p> <p>(2) 実地審査</p> <p>実地審査は、申請に係る組織に対して行うこととし、法定事業者検査に係る記録原本を照合する必要があるため、法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の<u>保管場所で行うものとする。</u></p> <p>また、省令第110条第3号に基づき、法定事業者検査の記録及び関係者からの聞き取りにより、次に掲げる事項に関して審査を行うものとする。</p>

新	旧
<p>また、省令第110条第3号に基づき、法定事業者検査の記録及び関係者からの聞き取りにより、次に掲げる事項に関して審査を行うものとする。</p> <p>イ 設置者の法定事業者検査の実施に係る体制について文書審査により確認できない事項</p> <p>ロ 設置者があらかじめ定めた法定事業者検査の実施に係る体制に従って当該法定事業者検査が行われているかどうかを判断するために必要な事項</p> <p>7.4.2 審査スケジュールの作成</p> <p>実地審査は、審査期間内に法定審査6項目について審査を行う必要があるため、審査においては例えば、最新の法定事業者検査実施体制において法定事業者検査に係る記録を重点的に審査する、非破壊検査の種類毎に検査の記録を抜き取りで審査する又は「添付資料3 火力設備に係る使用前・定期安全管理審査に係るサンプリング方法」を参照する等、適切なサンプリング手法を活用することができる。</p> <p>審査スケジュールの作成に当たっては、申請者のスケジュールを加味するとともに、「表6-1 使用前・定期安全管理審査の標準審査工数」又は「表6-2 火力設備に係る定期安全管理審査の標準審査工数」を参照して、適切な審査内容とする。</p> <p>実地審査は、設置者の通常業務時間内で行う必要があることから、審査スケジュールを記載したタイムテーブルを作成し、時間管理を適切に行うものとする。</p>	<p>る。</p> <p>イ 設置者の法定事業者検査の実施に係る体制について文書審査により確認できない事項</p> <p>ロ 設置者があらかじめ定めた法定事業者検査の実施に係る体制に従って当該法定事業者検査が行われているかどうかを判断するために必要な事項</p> <p>7.4.2 審査スケジュールの作成</p> <p>実地審査は、審査期間内に法定審査6項目について審査を行う必要があるため、審査においては例えば、最新の法定事業者検査実施体制において法定事業者検査に係る記録を重点的に審査する、非破壊検査の種類毎に検査の記録を抜き取りで審査する又は「添付資料3 火力設備に係る使用前・定期安全管理審査に係るサンプリング方法」を参照する等、適切なサンプリング手法を活用することができる。</p> <p>審査スケジュールの作成に当たっては、申請者のスケジュールを加味するとともに、「表6-1 使用前・定期安全管理審査の標準審査工数」又は「表6-2 火力設備に係る定期安全管理審査の標準審査工数」を参照して、適切な審査内容とする。</p> <p>実地審査は、設置者の通常業務時間内で行う必要があることから、審査スケジュールを記載したタイムテーブルを作成し、時間管理を適切に行うものとする。</p>

新

表6-1 使用前・定期安全管理審査の標準審査工数

審査業務	審査業務内容	標準工数	実施時期	実施場所又は方法
審査計画	審査計画の作成	1.0 人日	申請受理後速やかに	審査機関
文書審査	文書化の適切性に関する審査	2.0 人日	実地審査を行う以前	審査機関又はオンライン審査
実地審査	審査基準項目 ①法定事業者検査実施組織 ②検査の方法 ③工程管理 ④協力事業者の管理 ⑤検査記録の管理 ⑥教育訓練 評価・改善（※）	1.0人日	対象となる全ての法定事業者検査が完了したとき以降	検査実施場所及び当該記録が保管されている場所又はオンライン審査
	審査に伴う会議の実施 (初回会議、まとめ会議、チーム会議、最終会議等)	1.0 人日		
通知書作成	通知書の作成	1.0 人日	審査終了後速やかに	審査機関
合計	6.0人日	※インセンティブ付与に必要な体制に関する審査に限る。注1：1人日 = 8時間相当の審査業務 注2：審査実務(文書審査、実地審査)は2名で実施 注3：本審査工数はあくまで「標準」審査工数であり、個々の審査内容により工数は増減する。		

旧

表6-1 使用前・定期安全管理審査の標準審査工数

審査業務	審査業務内容	標準工数	実施時期	実施場所
審査計画	審査計画の作成	1.0 人日	申請受理後速やかに	審査機関
文書審査	文書化の適切性に関する審査	2.0 人日	実地審査を行う以前	審査機関
実地審査	審査基準項目 ①法定事業者検査実施組織 ②検査の方法 ③工程管理 ④協力事業者の管理 ⑤検査記録の管理 ⑥教育訓練 評価・改善（※）	1.0人日	対象となる全ての法定事業者検査が完了したとき以降	検査実施場所及び当該記録が保管されている場所
	審査に伴う会議の実施 (初回会議、まとめ会議、チーム会議、最終会議等)	1.0 人日		
通知書作成	通知書の作成	1.0 人日	審査終了後速やかに	審査機関
合計	6.0人日	※インセンティブ付与に必要な体制に関する審査に限る。注1：1人日 = 8時間相当の審査業務 注2：審査実務(文書審査、実地審査)は2名で実施 注3：本審査工数はあくまで「標準」審査工数であり、個々の審査内容により工数は増減する。		

新

表6-2 火力設備に係る定期安全管理審査の標準審査工数

審査業務	審査業務内容	標準工数	実施時期	実施場所又は方法
審査計画	審査計画の作成	1.0 人日	申請受理後速やかに	審査機関
文書審査	文書化の適切性に関する審査	3.0 人日	実地審査を行う以前	審査機関又はオンライン審査
実地審査	審査基準項目 ①法定事業者検査実施組織 ②検査の方法 ③工程管理 ④協力事業者の管理 ⑤検査記録の管理 ⑥教育訓練 評価・改善(※)	3.0人日	対象となる全ての法定事業者検査が完了したとき以降	検査実施場所及び当該記録が保管されている場所又はオンライン審査
	溶接事業者検査の実施状況の確認			
	審査に伴う会議の実施 (初回会議、まとめ会議、チーム会議、最終会議等)	1.0 人日		
通知書作成	通知書の作成	1.0 人日	審査終了後速やかに	審査機関
合計	9.0人日	※インセンティブ付与に必要な体制に関する審査に限る。注1：1人日＝8時間相当の審査業務 注2：審査実務(文書審査、実地審査)は2名で実施 注3：本審査工数はあくまで「標準」審査工数であり、個々の審査内容により工数は増減する。		

旧

表6-2 火力設備に係る定期安全管理審査の標準審査工数

審査業務	審査業務内容	標準工数	実施時期	実施場所
審査計画	審査計画の作成	1.0 人日	申請受理後速やかに	審査機関
文書審査	文書化の適切性に関する審査	3.0 人日	実地審査を行う以前	審査機関
実地審査	審査基準項目 ①法定事業者検査実施組織 ②検査の方法 ③工程管理 ④協力事業者の管理 ⑤検査記録の管理 ⑥教育訓練 評価・改善(※)	3.0人日	対象となる全ての法定事業者検査が完了したとき以降	検査実施場所及び当該記録が保管されている場所
	溶接事業者検査の実施状況の確認			
	審査に伴う会議の実施 (初回会議、まとめ会議、チーム会議、最終会議等)	1.0 人日		
通知書作成	通知書の作成	1.0 人日	審査終了後速やかに	審査機関
合計	9.0人日	※インセンティブ付与に必要な体制に関する審査に限る。注1：1人日＝8時間相当の審査業務 注2：審査実務(文書審査、実地審査)は2名で実施 注3：本審査工数はあくまで「標準」審査工数であり、個々の審査内容により工数は増減する。		

新	旧
<p>8.3.1 初回会議</p> <p>審査の冒頭に、設置者側の責任者<u>に対し</u>、審査員から本審査の目的、審査内容、審査スケジュール等を伝え、了解を得る。原則として、30分以内に完了するものとする。</p> <p>初回会議では、審査に対する設置者の姿勢、審査の進め方に問題が起きないか、等の点を観察する。</p> <p>8.5. 検出事項発見時の対応</p> <p>審査によって審査基準に適合しない事項又は技術基準に適合しない保安上重要な問題を検出した場合は、その内容を記載し、<u>その写しを設置者に渡す。このとき、設置者の同意を得ることが望ましい。（設置者からの同意が得られなかった場合は、その旨を付記しておくこと。）</u></p> <p>登録安全管理審査機関においては、検出事項のうち「添付資料2 審査基準に適合しない場合の取扱い」に規定する「重大な不適合」が検出された場合は、速やかに本実施要領の「様式2 検出事項報告様式」に従い、国に報告する。</p> <p>9. 5. <u>審査実績の報告</u></p> <p><u>登録安全管理審査機関は、年度毎の安全管理審査の実施状況について、「様式9 使用前（定期）安全管理審査実績報告書」により翌年度の4月末日までに国へ報告を行うこととする。</u></p> <p><u>様式9 実績報告様式</u></p> <p style="text-align: right;">番 号</p>	<p>8.3.1 初回会議</p> <p>審査の冒頭に、設置者側の責任者の<u>立会いの下</u>、審査員から本審査の目的、審査内容、審査スケジュール等を伝え、了解を得る。原則として、30分以内に完了するものとする。</p> <p>初回会議では、審査に対する設置者の姿勢、審査の進め方に問題が起きないか、等の点を観察する。</p> <p>8.5. 検出事項発見時の対応</p> <p>審査によって審査基準に適合しない事項又は技術基準に適合しない保安上重要な問題を検出した場合は、その内容を記載し、<u>設置者の同意した旨の署名を受領し、その写しを設置者に渡す。設置者から同意が得られなかった場合は、署名なしで設置者に渡す。</u></p> <p>登録安全管理審査機関においては、検出事項のうち「添付資料2 審査基準に適合しない場合の取扱い」に規定する「重大な不適合」が検出された場合は、速やかに本実施要領の「様式2 検出事項報告様式」に従い、国に報告する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p style="text-align: right;"><u>年 月 日</u></p> <p><u>産業保安グループ 電力安全課長 殿</u></p> <p style="text-align: center;"><u>審査機関名称</u> <u>代表者氏名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>使用前（定期）安全管理審査実績報告書</u></p> <p><u>使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）9. 5. に基づき、〇〇年4月1日より△ △年3月31日までの間に実施した使用前（定期）安全管理審査について、別紙のとおり報告 します。</u></p> <p><u>別紙</u></p> <p><u>安全管理審査機関名：</u></p>	

新				旧
		審査 件数	うち、オン ライン審査 による審査 件数	うち、検出事 項のあった審 査数
<u>使用前（火力）</u>	<u>システム</u>	—	—	
	<u>個別</u>	—	—	
<u>定期（火力）</u>	<u>システム</u>	<u>S</u>	—	—
		<u>A</u>	—	—
		<u>B</u>	—	—
	<u>個別</u>	—	—	
<u>定期（風力）</u>	<u>インセンティブあり</u>	—	—	—
	<u>インセンティブなし</u>	—	—	

（注意事項）
当該年度内の日付で産業保安グループ電力安全課（産業保安監督部を含む。）に報告した件数を記入すること。
定期（火力）のシステム審査に関しては、審査・評定結果にかかわらず審査内容に応じてご判断願います。
検出事項は、一つの申請の中に2つ以上の検出事項があった場合は1（申請ベース）と計上願います。